

西渓園の梅(足利市)

2003. **3** No.315

目 次 -

ITと行政手続	2
業務開発部研修会報告・他	3
選挙管理委員会のスケジュール	4
栃木県行政書士会	
選挙管理委員会運営規程	5 ~ 8
栃木県開発審査会運営規程の	
改正について	9 ~ 13
栃木県開発許可等審査基準の	
一部改正について	14 ~ 15
農地法の許可申請に係るお知らせ	16 ~ 17
国土交通省令の公布について	18
上河内都市計画用途地域の指定について	19
宇都宮商工会議所会員への勧奨方お願い	20
書士会日誌・他	21
支局かわら版	22
快晴・支局情報	23
交差点・アドちゃん談話室	24 ~ 25
会員の動き・お知らせ	26



₩ 栃木県行政書士会

ITと行政手続

IT戦略特別委員長 金 敷 裕

住民基本台帳ネットワークシステムの第一次サービスが昨年からスタートし、本年8月から第二次サービスがスタートすることになります。また、電子政府・電子自治体の推進のための行政手続オンライン化関係三法が昨年12月に成立し、行政書士の業務に「電磁的記録の作成」等を新たに位置付けることとなり、日本政府が言っている、2003年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続について、インターネットを利用したペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築するための法基盤はほぼ整備されたことになります。このことにより、行政書士の業務もITと行政手続という2つの専門分野にまたがり、オンライン化法を理解するうえでの最低限の行政手続法の知識を改めて理解する必要性に迫られてきたものと考えられます。

法令に根拠を有する民間と行政機関との間の許認可申請・届出等の行政手続(約52,000手続) を取り扱う行政書士は、今までも業務を行ううえで幅広い知識と豊富な経験が必要となりましたが、 オンライン化申請においては、専門的知識を有しない簡易な許認可申請・届出等をはじめ、今まで 行政書士に依頼していた許認可申請・届出等についても、本人が簡易に出来るものが増えていくこ とは十分に予想できます。

現在、本会においては、情報公開・業務支援の充実を図るためのWebサーバー、事務局内の文書をペーパーレスにより一元管理するためのFileサーバーを事務局内に設置し、オンライン化時代に対応するための準備を進めております。また、この記事が掲載される頃には、会のホームページもリニュアルオープンして、最新の情報をいち早く会員や一般の方に提供できるシステムを構築し、業務支援のための申請書類等の提供や業務関連情報の提供を開始することが出来ることと思います。インターネットによる国土交通省一元受付やワンストップサービスをはじめとする行政手続オンライン化の実現により、情報の収集や申請手続きが早く簡易なものになって行く時代において、行政書士は、依頼人に依頼された書類の作成や、許認可申請手続を行うだけでなく、依頼人の要望に沿ってよりよい結果を導くための専門的な肋言者としての行政書士でありたいと考えます。





栃木県行政書士会

業務開発部研修会報告

去る2月15日(土曜日)午後1時30分から4時40分まで、宇都宮市護国会館に於いて研修会を開催した。

講師は東京都行政書士会所属 本多庸二会員による知的財産権についての講話があり、新しい業務分野でもあり、業務拡大につながる業務なので取り組んでみたらどうか、と熱弁でのべられ受講した会員も熱心に耳を傾けていた。

休憩後、引続き消費者契約法について弁護士の伊藤一先生の講話があり専門的な説明に受講者も興味深く受講した。

いずれも、講話後質疑応答の時間を設け会員 の質議を設けたが、前半の講義はなじみがすく ないためか積極的な質問はなく、後半の講義で は、利息制限法の質問があり、伊藤先生の明確 な解答が得られた。

-*-*-*-*-

部会でも参加者が少ないのではないかと、当 初懸念でしたが70名以上の参加があり安堵し た。 (業務開発部長 高島俊夫)



「行政手続オンライン化関係三法制定に伴う特別研修会」の報告

平成15年2月20日(木)日本行政書士会連合会において、「行政手続オンライン化関係三法制定に伴う特別研修会」が開催された。

東京大学法学部教授 宇賀克也氏による「行政手続法」、総務省自治行政局自治行政IT室 専門官 高橋秀禎氏による「行政手続オンライン化三法の施行等について」、 総務省自治行政局自治政策課、情報政策企画官、猿渡知之氏による「行政手続オンライン化関係三法解説」についての研修が行われた。

いずれの研修も平成14年12月13日に公布された三法「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(行政手続オンライン

化法)「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(整備法)と「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(公的個人認証法)についての解説が行われた。

三法の趣旨としては、他の法令で書面による申請・通知・記録が規定されている手続きでも、電子情報処理組織(オンライン)を使用して申請・通知・記録をすることができることです。電子政府・電子自治体の実現へ向けての法的な整備が確実に前進した感を受けました。

(IT戦略特別委員会副委員長 小林幸雄)

業務研修部研修会開催

2月28目(金)午後3時から、宇都宮市農業委員会事務局より、農地整備係長根本治夫様、総括主査福田孝夫様、主任主事稲葉隆様の3名を講師に招き、「農地法3・4・5条の許可申請について」の研修会が開催されました。

最初に根本係長様より研修会開催のご挨拶、 講師紹介に続き、福田孝夫様から本年4月1日 に栃木県から宇都宮市に委譲される許可権限に ついての説明がありました。この後稲葉隆様の 農地法3条4条5条許可申請についての、「許 可」と「届出」や「許可出来ない事例」「他法 令との調整」「特殊な事例」等大変解りやすい 内容の研修が行われました。

後半約30分は、事前に質問のあった3件について質疑応答、これに関連する質問も出され、それぞれについて詳しい解説があり受講者も納

得、実のある研修会は、午後5時に閉会しました。 (業務研修部 渡辺 真)

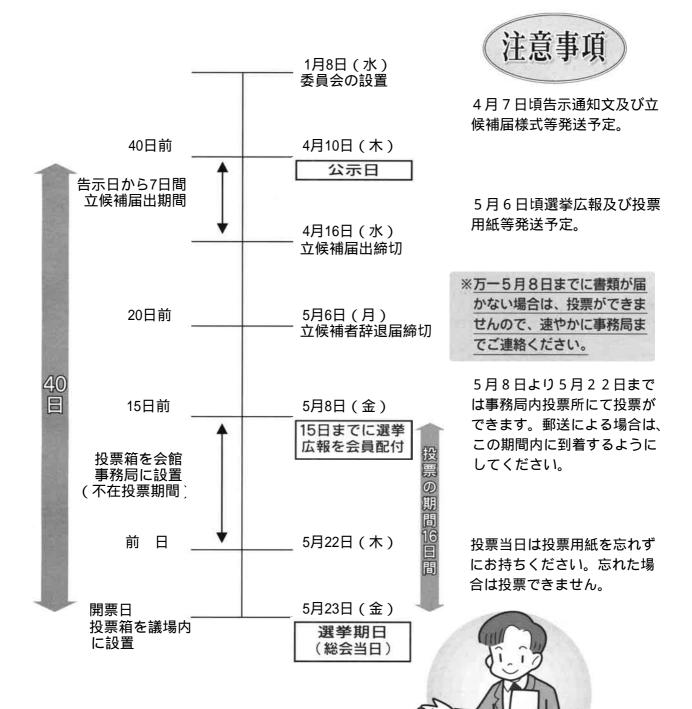




選挙管理委員会のスケジュール

本年度は役員改選の年です。当栃木県行政書士会選挙管理委員会は、役員選任規則に基づき下記のとおり選挙事務を行なう予定です。

つきましては、2月号で同封しました役員選任規則及び、今回掲載しました選挙管理委員会運営 規程をご覧になり、ご理解の程宜しくお願い致します。



栃木県行政書士会選挙管理委員会運営規程

(目 的)

第1条 栃木県行政書士会役員選任規則第7条により、設置された選挙管理委員会の業務を公正、 円滑に遂行するために、この規程を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次のとおりとする。

委員会とは栃木県行政書士会選挙管理委員会をいう。

委員長とは栃木県行政書士会選挙管理委員会委員長をいう。

規則とは栃木県行政書士会役員選任規則をいう。

委員会の事務局とは栃木県行政書士会の事務局をいう。

構成員とは栃木県行攻書士会役員選任規則第10条にいう委員長、副委員長、委員をいう。

(期間の計算と選挙の告示)

- 第3条 規則でいう期間の計算は、期日の翌日から起算し、最終日が日曜日・祝祭日・その他の休日に当たるときは、その翌日をもって最終日とする。
- 2 規則第14条第1項に基づき、会館に掲示する選挙の告示の様式は、別紙1による。

(選挙広報)

第4条 選挙広報の様式は別紙2による。

2 選挙広報の掲載の順序は、立候補届出の受付順序とする。

(会長立候補の届出)

- 第5条 会長立候補届出の、受付順序は届が事務局に到着した順序とし、同時に到着したときは、 立候補の候補者の氏名の50音順とする。
- 2 届出期間を経過した後の届出は、受付けない。

(届出期間後の辞退届の処置)

第6条 立候補辞退の届出期間を経過してから提出された辞退届については、その処置を委員会に 於いて決定し、その旨を当該総会の議長に報告するものとする。

(候補者名、同辞退者名の告示)

- 第7条 立候補の届出のあった旨の告示の様式は別紙3、同辞退届出のあった旨の告示の様式は別紙4による。
- 2 届出期間が経過してから辞退届が提出された場合には、前項による告示は行わない。

(投票所)

第8条 開票日当日の投票所は総会議場内の委員会が指定した場所に設け、投票記載所2ケ所、投票 箱1箇を設置する。

2 投票記載所に、候補者の氏名(ふりがな)を掲示する。

(投票用紙)

第9条 投票用紙の様式は規則21条による。

(投票用紙の記載方法)

第10条 投票用紙の記載方法は、候補者1名の氏名を明確に記載する。

(投票の締切)

第11条 委員長は会場投票終了後、郵送された投票用紙を投函し、投票の締切を宣言する。

(開票立会人)

- 第12条 規則第26条による開票立会人の指名は、開票前に委員長が行う。
- 2 開票は、委員全員で行う。
- 3 開票は、次の順序で行う。
 - 一 投票総数を確認し確定する。
 - 二 有効投票数を確認し確定する。
 - 三 無効投票数を確認し確定する。
 - 四 候補者別の得票数を確認し確定する。

(立候補の届出がないとき等の処置)

第13条 立候補の届出がない場合、若しくは候補者が1名の場合、委員長はその旨を議長 に報告する。

(開票結果の報告)

- 第14条 当選者が確定したときの報告事項は、次のとおりとする。
 - 一 投票総数
 - 二 有効投票数
 - 三 無効投票数
 - 四 候補者別の得票数
 - 五 当選者の氏名、所属支部名
- 2 規則第30条に定める、当選証書の様式は、別紙5によるものとする。

(届出の締切時間)

第15条 届出は到達主義とし、各届出の受付時間は委員会(事務局)の執務時間午前9時から午 後5時までとする。ただし、祭日、土曜日、日曜日その他の休日に当たるときは、翌日とする。

附 則

1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。

選挙管理委員会

石 川 圭 一(宇都宮) 委員長 副委員長 松 浦 良 雄(栃 木) 委 昌 新 井 紀 代(足 利) 力(佐野) 河 \blacksquare 松 井 勤一郎(小山) 福 田 俊 夫(芳 賀) 西 宮 功(塩 那) 大 槻 武 徳(那 須) 福 田勝守(上都賀) 竹 沢 和 男(鹿 沼)



会長候補者名の告示 平成 年 月 日付をもって次の者の会長立候補届を受理したので告示する。 「候補者氏名 所属支部名 平成 年 月 日 「切木 県 行 政 書 士 会 選 挙 管 理 委 員 会 日

K	分		þ	3			容			
選挙の	期日	平成		年		月			B	
投票の	場所	平成	ě	年度	定身	胡総会	議基	内	投	栗
立候補	届出	平成		年		月		В	ı	: 9
の受付	H) (H)	平成	3	年		月		B	4	で
提出	先	栃木	県 行 政	書士	会;	20 举 21	理委	員	슸	
	平成		年	月		В				

が、「大人」では、「大人」を持ち、「大人」では、「大人」であった。「大人」では、「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。」では、「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。「大人」であった。」では、「大人」であった。「大人」であった。「大人」では、

別紙4

会長立候補辞退者名の告示

平成 年 月 日付をもって次の者の会長立候補辞退の届を受理したので告示する。

氏 名

所属支部名

平成 年 月 日

栃木県行政書士会 印 選挙管理委員会 印

別紙5

								<i>D</i> :
			-	当	栃	あ		
		平成	よっ	選	木			
		成	て	さ	県	な		
			そ	れ	行	た		
		年	o o	ま	政	は		
	選栃	-	証	L	書	並		
委	挙 木		٢	た	±	成		
委員長	管県	月	L	, -				ì
	理行		て		会	年		
	_ 哎		本		슾	75		100
	tord	日	証		長	_		
	員 士 会 会		書、		選	月		曹
	五云		を		举			
			交 付		K	日		
	;		19 L		お	施		
印			ま		۷١	行		
			す		7	Ø	様	
						*,	I-X	

栃木県行政書士会会長 様

栃木県土木部都市計画課長

栃木県開発審査会運営規程の一部改正について

本県開発許可行政の運営に当たりましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度市街化調整区域における立地基準の見直し等に伴い、栃木県開発審査会運営規程の一部が別紙のとおり改正され、平成15年4月1日から適用されることとなりましたので通知します。

都市計画課開発指導担当 TEL 028 - 623 - 2467 NW 500 - 2467

(別 紙)

栃木県開発審査会運営規程の改正について

平成15年2月 都市計画課

1 条例に基づく開発許可権限の移譲について 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づく権限移譲に伴い、足利市及 び小山市に加えて、新たに栃木市において平成15年4月より開発許可に関する事務を行うこと となった。

2 開発審査会事後報告案件の追加について

現在、定型的かつ小規模なもの等であらかじめ開発審査会の承認を得ている事案については、 許可後処理件数を開発審査会に事後報告するという特例的な取扱いを行っているが、許可の内容 や実績等を考慮し、以下のものについても事後報告事案として追加する。

- (1) 工場等の敷地拡張(敷地面積が1,000m以下のものに限る。)
- (2) 知事があらかじめ指定した大規模既存集落内の小規模な工場等
- 3 開発審査会提案基準の改正について

本県を取り巻く社会経済情勢の変化及び土地利用の実情等を考慮し、開発許可制度の一層適正 な運用を図るため、提案基準の見直しを行う。

(1) 収用対象事業の施行に伴う建築物(改正)

これまで収用対象事業の施行により市街化調整区域へ移転する場合、原則として既存の建築物の存する土地と同一の市村町村内の土地に限定してきたが、代替地の取得困難性等を考慮し、 隣接する市町村内への移転についても許可対象とする。

(2)工場等の敷地拡張(改正)

市街化調整区域内の工場等について、事業活動に伴い生じるやむを得ない事情により敷地を拡張する場合、これまで線引き時(許可工場等にあっては当初許可時)の2倍以下まで認めてきたところであるが、地域経済の活性化や産業の空洞化等の社会情勢等を考慮し、土地利用上真にやむを得ないと認められる場合については、3倍以下まで敷地拡張を認めることとする。

(3)調剤薬局(新設)

本県における医薬分業の推進に伴い、医薬品の適正供給するための体制の整備を図る必要から、一定の要件を充たす調剤薬局に限り、許可対象とする。

(4)農産物直売所(新設)

地域の産物を地域で消費する地産地消の推進等に伴い、市街化調整区域における一層の農業の振興を図るため、一定の要件を充たす農産物直売所に限り、許可対象とする。

4 適用日

平成15年4月1日から適用する。

《栃木県開発審査会運営規程改正新旧対照表》

改 正 後 現 行 規 程 第1条略 第1条略 (招集) (招集) 第2条 会長は、次の各号のいずれかに該当する 第2条 会長は、次の各号のいずれかに該当する 場合に審査会を招集するものとする。この場合 場合に審査会を招集するものとする。この場合 において、第1号の場合にあっては原則として において、第1号の場合にあっては原則として 偶数月に1回、第2号又は第3号の場合にあっ 偶数月に1回、第2号又は第3号の場合にあっ ては随時に審査会を招集するものとする。 ては随時に審査会を招集するものとする。 (1) 知事、足利市長、栃木市長又は小山市長 (1) 知事、足利市長 又は小山市長 (以下「知事等」という。)から都市計画法 (以下「知事等」という。)から都市計画法 (昭和43年法律第100号。以下「法」とい (昭和43年法律第100号。以下「法」とい う。) 第34条第10号又は都市計画法施行令 う。) 第34条第10号又は都市計画法施行令 (昭和44年政令第158号。以下「令」という。) (昭和44年政令第158号。以下「令」という。) 第36条第1項第3号ホの規定により議案が 第36条第1項第3号ホの規定により議案が 提出されたとき。 提出されたとき。 (2)及び(3) 略 (2)及び(3) 略 第3条及び第4条 略 第3条及び第4条 略 (審査会の議事) (審査会の議事) 第5条 知事等が審査会に議案を提出する場合に 第5条 知事等が審査会に議案を提出する場合に あっては、前条第1号に掲げる議案(別途定め あっては、前条第1号に掲げる議案(別途定め る議案を除く。)にあっては別記様式第1号、 る議案を除く。)にあっては別記様式第1号、 第2号に掲げる議案にあっては別記様式第2号 第2号に掲げる議案にあっては別記様式第2号 によるものとする。 によるものとする。 2 略 2 略 3 別表第2に掲げる提案基準のうち次に掲げる 3 別表第2に掲げる提案基準のうち次に掲げる ものに該当する議案にあっては、審査会は包括 ものに該当する議案にあっては、審査会は包括 してこれを承認するものとする。この場合にお してこれを承認するものとする。この場合にお いて、知事等は許可後速やかにその状況を審査 いて、知事等は許可後速やかにその状況を審査 会に報告するものとする。 会に報告するものとする。 (1)~(8) 略 (1)~(8) 略 (9)工場等の敷地拡張(敷地面積が1,000㎡以 下のものに限る。) (10) 知事があらかじめ指定した大規模既存集 (9) 知事があらかじめ指定した大規模既存集 落内の自己用住宅 落内の自己用住宅 (10)知事があらかじめ指定した大規模既存集落 (11)知事があらかじめ指定した大規模既存集落 内の分家住宅 内の分家住宅 (12)知事があらかじめ指定した大規模既存集落

> 4及び5 略 第6条~第8条 略

内の小規模な工場等

4及び5 略

第6条~第8条略

正 改 後

収用対象事業の施行に伴う建築物

別表第2(第4条関係)

申請者が所有する建築物が収用対象事業の施 行により移転又は除去しなければならないと起 業者が判断した場合において、これに代わるべ きものとして建築される建築物

申請内容が次のすべての要件に該当するもの であること。

- (1) 予定建築物を建築しようとする土地は、 既存の建築物の存する土地と同一の又は隣 接する市町村内にあること。
- (2) 予定建築物の用途、規模及び構造並びに 敷地面積は、従前とほぼ同一であること。
 - (敷地面積及び延床面積は、従前の1.5倍を 上限とする。ただし、専用住宅に係る延床 面積は、280㎡を上限とする。)。
- (3) 予定建築物は、既存の建築物の移転又は 除去を承諾した日から1年以内に建築され るものであること。
- (4)都市計画法上適法な建築物の移転である こと。

工場等の敷地拡張

工場等の建替え等のために行う敷地の拡張

申請内容が次のすべての要件に該当するもの であること。

- (1) 建替え等を行おうとする工場等が、次の いずれかに該当するものであること。ただ し、建築基準法別表第二(ほ)項第2号及 び第3号、(ち)項第3号及び第4号の各 号に掲げる建築物を除く。
 - ア 線引き前から存する既存工場等
 - イ 法第29条又は法第43条の許可を受け 新たに市街化調整区域内に建築された許 可工場等(当初許可後5年以上経過した ものに限る。)
- (2) 工場等の建替え等に当たり、従前の敷地 内で行えないことについてやむを得ない事

現行規程

別表第2(第4条関係)

収用対象事業の施行に伴う建築物

申請者が所有する建築物が収用対象事業の施 行により移転又は除去しなければならないと起 業者が判断した場合において、これに代わるべ きものとして建築される建築物

申請内容が次のすべての要件に該当するもの であること。

- (1)予定建築物を建築しようとする土地は、 既存の建築物の存する土地と同一の 市町村内にあること。
- (2) 予定建築物の用途、規模及び構造並びに 敷地面積は、従前とほぼ同一であること。 (敷地面積及び延床面積は、従前の1.5倍を 上限とする。ただし、専用住宅に係る延床 面積は、280㎡を上限とする。)。
- (3) 予定建築物は、既存の建築物の移転又は 除去を承諾した日から1年以内に建築され るものであること。
- (4)都市計画法上適法な建築物の移転である こと。

工場等の敷地拡張

工場等の建替え等のために行う敷地の拡張

申請内容が次のすべての要件に該当するもの であること。

- (1) 建替え等を行おうとする工場等が、次の いずれかに該当するものであること。ただ し、建築基準法別表第二(ほ)項第2号及 び第3号、(ち)項第3号及び第4号の各 号に掲げる建築物を除く。
 - ア 線引き前から存する既存工場等
 - イ 法第29条又は法第43条の許可を受け 新たに市街化調整区域内に建築された許 可工場等(当初許可後5年以上経過した ものに限る。)
- (2) 工場等の建替え等に当たり、従前の敷地 内で行えないことについてやむを得ない事

改 正 後

現行規程

由があること。

- (3) 拡張しようとする土地は、従前の敷地の 隣接地で、かつ、従前の敷地と一体的な土 地利用が図れるものであること。
- (4) 拡張後の敷地面積は、線引き時(許可工場等にあっては当初許可時)の2倍(土地利用上真にやむを得ないと認められる場合にあっては3倍)以下であり、かつ、5ha未満であること。
- (5)予定建築物の延床面積は、線引き時(許可工場等にあっては当初許可時)の2倍以内であること。ただし、従前の敷地の土地利用に支障がないものと認められる場合は、この限りでない。
- (6)予定建築物の規模、構造及び設計等が、 県及び地元市町村の土地利用計画と整合が 図られているものであり、かつ、周辺環境 に影響を及ぼさないものであること。
- (7) 工場等の敷地拡張が、地元市町村の産業振興に寄与するものであること。

調剤薬局

<u>主として、医師の処方せんに基づき医療用医</u> 薬品を調剤する薬局

申請内容が次のすべての要件に該当するものであること。

- (1)薬事法第5条第1項の規定に基づく開設 許可が確実と認められるものであること。
- (2)健康保険法第65条の規定に基づく保険薬 局の指定が確実と認められるものであるこ と
- (3)予定建築物を建築しようとする土地は、 建築基準法第42条第1項に規定されている道路(同項第4号に該当する道路及び袋路状の道路を除く。)に画していること。 また、当該道路に開発区域の周長の6分の1以上が接しており、かつ、整形であること。
- (4)予定建築物の敷地面積は、500㎡以下で

由があること。

- (3) 拡張しようとする土地は、従前の敷地の 隣接地で、かつ、従前の敷地と一体的な土 地利用が図れるものであること。
- (4)拡張後の敷地面積は、線引き時(許可工場等にあっては当初許可時の2倍

_____以下であり、かつ、5 ha 未満であること。

- (5)予定建築物の延床面積は、線引き時(許可工場等にあっては当初許可時)の2倍以内であること。ただし、従前の敷地の土地利用に支障がないものと認められる場合は、この限りでない。
- (6)予定建築物の規模、構造及び設計等が、 県及び地元市町村の土地利用計画と整合が 図られているものであり、かつ、周辺環境 に影響を及ぼさないものであること。
- (7) 工場等の敷地拡張が、地元市町村の産業振興に寄与するものであること。

(新 設)

改 正 後	現行規程
皮 正後 あること。ただし、駐車場の確保等特に必要と認められる場合にあっては、1.000㎡を上限とする。 (5)予定建築物の延床面積は、200㎡以下であること。 農産物直売所 農業者等が自己の生産する農産物等を直接販売するための店舗 申請内容が次のすべての要件に該当するものであること。 (1)予定建築物を建築しようとする者は、農業者若しくは農業者で組織される任意組合等の団体若しくは農業協同組合(以下「組合等」という。)又は市町村(組合等が管理運営するものに限る。)であること。 (2)事業内容は、農業者又は組合等の構成員が、当該市街化調整区域内において自ら生産した農産物又はこれらを原材料として製造若しくは加工されたものを直接販売するものであること。 (3)当該施設の立地について、地元市町村が農業振興地域整備計画の推進に資するものと認めたものであること。 (4)予定建築物を建築しようとする土地は、	(新 設)
(4)予定建築物を建築しようとする土地は、 建築基準法第42条第1項に規定されてい る道路(同項第4号に該当する道路及び袋 路状の道路を除く。)に面していること。 また、当該道路に開発区域の周長の6分の1	
以上が接しており、かつ、整形であること。 (5) 予定建築物の敷地面積は、500㎡以下であること。ただし、駐車場の確保等特に必要と認められる場合にあっては、1,000㎡を上限とする。	
(6)予定建築物の延床面積は、200m以下で あること。	

都計第602号 平成15年3月4日

(社)栃木県行政書士会会長 様

栃木県土木部都市計画課長

栃木県開発許可等審査基準の一部改正について

本県開発許可行政の運営にあたりまして、日頃よりご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し 上げます。

さて、この度栃木県開発許可等審査基準(平成9年栃木県告示第308号)の一部を改正 し、本年4月1日から運用することとしましたので通知します。

> 都 市 計 画 課 開発指導担当 電話 028 - 623 - 2467

栃木県告示第108号 栃木県開発許可等審査基準(平成9年栃木県告示第308号。以下「基準」という。)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日より適用する。なお、改正後の基準の適用の際現に申請がなさればあるとについては、なお従前の例による。 平成15年3月4日

栃木県知事 福田昭夫 5.5m以上 5.0m以上 第14条第1項の表中 を に 6.0m以上 6.5m以上 5.5m以上 5.0m以上 改め、同条第2項の表中 を に改める。 6.0m以上 6.5m以上 (都市計画課)

栃木県開発許可等審査基準第14条の改正について

平成15年3月 都市計画課

1. 周辺道路

(1) 改正趣旨

開発区域が接する道路(周辺道路)は、開発区域の規模及び形状、周辺の状況、及び予定 建築物の用途等を勘案し、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率 上支障がないと認められる規模及び構造を満たすよう規定している。

今回、周辺道路の基準と市町村の道路整備要綱等との整合性を図る目的から、見直しを行 うものである。

(2)改正

令第25条第2号ただし書の規定による道路の幅員は、開発区域の規模に応じ次の表のと おりとする。

開発区域の規模	道 路 の 幅 員
0.5ha末滴	<u>4 . Om以上</u>
0.5ha以上1.0ha末満	<u>5 . 0m以上</u>
1.0ha以上 5.0ha未満	<u>6 . Om以上</u>
5 . 0ha以上	9.0m以上。ただし、大型車の交通が少ないこと、歩道が設置されているその他歩行者の安全が確保されている場合に限り、6.5m以上とすることができる。

2 令第25条第4号に規定する車両の通行に支障がない道路とは、開発区域の規模及び開発行為の主たる目的に応じ次の表のとおりとする。

開発区域の規模	道 路 <i>0</i>) 幅 員
州元区域の流失	住 宅 地	そ の 他
0 . 5ha未満	4 . Om以上	4.0m以上
0 . 5ha以上1 . 0ha未満	4.00以上	<u>5.0m以上</u>
1.0ha以上 5.0ha未満	5 . 5m以上	<u>6.0m以上</u>

(3)事務処理上の取扱い

幅員規定の変更であり、有効幅員の測定方法は従来通りとする。

(4)施行時期

平成15年4月1日

栃木県開発許可等審査基準新旧対照表

改正案 現行

(開発区域が接する道路の幅員)

第14条 令第25条第2号ただし書の規定に よる道路の幅員は、開発区域の規模に応じ 次の表のとおりとする。

開発区域 の規模	道路の幅員
0 . 5ha未満	4.0m以上
0 . 5ha以上 1 . 0ha未満	<u>5.0m以上</u>
1 . 0ha以上 5 . 0ha未満	<u>6.0m以上</u>
5 . 0ha以上	9.0m以上。ただし、大型 車の交通が少ないこと、歩道 が設置されているその他歩行 者の安全が確保されている場 合に限り、6.5m以上とす ることができる。

2. 令第25条第4号に規定する車両の通行 に支障がない道路とは、開発区域の規模及 び開発行為の主たる目的に応じ次の表のと おりとする。

開発区域	道路0	D幅員
の規模	住宅地	そ の他
0 . 5ha未満	4 0 0 1	4.0m以上
0 . 5ha以上 1 . 0ha未満	4 . Om以上	<u>5.0m以上</u>
1 . 0ha以上 5 . 0ha未満	5.5m以上	<u>6.0m以上</u>

(開発区域が接する道路の幅員)

第14条 令第25条第2号ただし書の規定に よる道路の幅員は、開発区域の規模に応じ 次の表のとおりとする。

開発区域 の規模	道路の幅員
0 . 5ha未満	4.0m以上
0 . 5ha以上 1 . 0ha未満	<u>5.5m以上</u>
1 . 0ha以上 5 . 0ha未満	<u>6.5m以上</u>
5 . 0ha以上	9.0m以上。ただし、大型 車の交通が少ないこと、歩道 が設置されているその他歩行 者の安全が確保されている場 合に限り、6.5m以上とす ることができる。

2. 令第25条第4号に規定する車両の通行に支障がない道路とは、開発区域の規模及び開発行為の主たる目的に応じ次の表のとおりとする。

開発区域	道路0	D幅員
の規模	住宅地	その他
0 . 5ha未満	4 0 0 1	4.5m以上
0 . 5ha以上 1 . 0ha未満	4.0m以上	<u>5.5m以上</u>
1 . 0ha以上 5 . 0ha未満	5.5m以上	<u>6.5m以上</u>

農地法の許可申請に係るお知らせ

平成15年4月1日から、農地法の許可等に関する栃木県知事の権限に属する事務の一部が、宇都宮市に委譲されます。また、県内部におきましても、農業振興事務所長への農地法の許可に関する権限の一部委任を予定しております。

このことにより、平成15年4月1日から県内各市町村(宇都宮市を除く。)及び宇都宮市の農地に係る農地法の許可権者は、それぞれ次の表のとおりとなります。ただし、宇都宮市が処理する事務が他の市町村の区域にまたがる場合には、栃木県知事又は河内農業振興事務所長が処理することになります。

なお、農地法関係の許可申請の提出窓口は、従来どおり各市町村農業委員会(大臣許可に係る申請については、栃木県農務部農地計画課)であり、変更はありません。

詳しくは、栃木県農務部農地計画課又は農業振興事務所等にお問い合せください。

	農地法の許可申請等の内容	宇都宮市以外の市町村	宇都宮市
	農地法第3条第1項の農地等の権利移動の許可		
ア	農地等 (農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)の権利を取得する者が、個人又は農業生産法人であり、その市町村の区域内に住所のある場合	市町村農業委員会	
イ	農地等について農業協同組合が農業経営の受託を受け 権利を設定する場合		士曲架委只入
ウ	農地等の権利を取得する者が、個人又は農業生産法人 であり、その市町村の区域外に住所のある場合		市農業委員会
I	農地等の権利を取得する者が、農業生産法人以外の法 人の場合	県農業振興事務所長	
オ	農地等に設定される権利の種類が、民法第269条の2 第1項の地上権等である場合	(※従来は知事名の許可)	
	農地法第4条第1項の農地の転用(いわゆる自己転	用)の許可(届出)	
)	同一の事業の目的に供するため、4 haを超える農地を 農地以外のものにする場合(イの場合を除く。)	関東農政局長	関東農政局長
		関東農政局長	関東農政局長栃木県知事
イ	農地以外のものにする場合 (イの場合を除く。) 政令で定める地域の開発又は整備に関する法律の定め るところに従い、4haを超える農地を農地以外のもの		
イウ	農地以外のものにする場合(イの場合を除く。) 政令で定める地域の開発又は整備に関する法律の定めるところに従い、4haを超える農地を農地以外のものにする場合 同一の事業の目的に供するため、2haを超え4ha以下		
イウエ	農地以外のものにする場合(イの場合を除く。) 政令で定める地域の開発又は整備に関する法律の定めるところに従い、4haを超える農地を農地以外のものにする場合 同一の事業の目的に供するため、2haを超え4ha以下の農地を農地以外のものにする場合 同一の事業の目的に供するため、2ha以下の農地を農		

	農地法の許可申請等の内容	宇都宮市以外の市町村	宇都宮市	
	農地法第5条第1項の農地等の転用のための権利移	動の許可(届出)		
ア	同一の事業の目的に供するため、4haを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(イの場合を除く。)	関東農政局長	関東農政局長	
イ	政令で定める地域の開発又は整備に関する法律の定めるところに従い、4haを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合			
ウ	同一の事業の目的に供するため、2haを超え4ha以下の農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合	栃木県知事	栃木県知事	
I	同一の事業の目的に供するため、2haを超える採草放 牧地について権利を取得する場合		市農業委員会	
オ	同一の事業の目的に供するため、2ha以下の農地又は その農地と併せて採草放牧地について権利を取得する 場合(カの場合を除く。)			
I	同一の事業の目的に供するため、1ha末満の農地等に ついて権利を取得する場合	県農業振興事務所長		
エ	市街化区域内の農地等について権利を取得する場合の 届出(面積要件なし)	市町村農業委員会		
	農地法第20条第1項の農地等の賃貸借の解約等の許	可 (通知)		
ア	農地等の賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解 約、賃貸借の更新をしない旨の通知をする場合	栃木県知事	市農業委員会	
イ	許可を要しない場合(1項ただし書き)の農業委員会への通知(法第20条第6項)	市町村農業委員会	印辰未安貝云	

この表は、平成15年3月末日までに栃木県及び宇都宮市において、必要な規則の改正が行われることを前提として整理してあります。

許可(届出受理)の権限が農業委員会にあるものについては、農業委員会会長名で許可等がなされます。

平成15年3月31日までに提出された許可申請等で、同日までに許可、不許可又は受理に至らずかつ、平成15年4月1日から宇都宮市農業委員会が処理することとなる事務については、宇都宮市農業委員会会長に対してなされた申請等とみなされますので、申請者において特に必要となる手続はありません。

農地法に係る宇都宮市への権限委譲についてのお問い合せ先

栃木県農務部農地計画課 農地調整班 028 - 623 - 2348 栃木県河内農業振興事務所 管理部管理課 028 - 626 - 3059 宇都宮市農業委員会事務局 028 - 632 - 2814

農地法の許可等についてのお問い合せ先 各農業振興事務所 各市町村農業委員会事務局 各単位会長殿

日本行政書士会連合会 運輸交通部 部長 田中 章五

国土交通省令の公布について

日行連運輸交通部より下記のとおり情報提供させていただきます。

記

平成15年2月14日、国土交通省のHP上で「貨物運送取扱事業法施行規則等の一部を改正する省令及び鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の公布について」が発表されました。

国土交通省(HPより抜粋)

貨物運送取扱事業法施行規則等の一部を改正する省令及び鉄道事業法等の一部を 改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の公布について

1. 改正の背景

第一種利用運送事業の許可制から登録制への緩和や、運送取次事業の規制の廃止、第二種利用運送事業の幹線輸送モードへの海運の追加、運賃・料金事前届出・変更命令制度の廃止等を内容とする貨物運送取扱事業法の一部改正法(「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第77号)。以下「改正法」という。)については、平成14年6月19日に公布され、平成15年4月1日に施行されることになりました。今般、改正法の施行に併せ、貨物運送取扱事業法施行規則(平成2年運輸省令第20号)、貨物運送取扱事業等報告規則(平成2年運輸省令第32号)等に規定する必要な手続的事項の整備等を行う必要があるので、貨物運送取扱事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成15年国土交通省令第11号)及び鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成15年国土交通省令第12号)を平成15年2月14日に公布しました。

2. 主な改正の概要

(1)参入規制の緩和関連

現行の貨物運送取扱事業法では、利用運送事業への参入は許可制とされていましたが、今般の法改正により第一種利用運送事業が登録制に緩和され、また利用運送事業の運賃・料金規制が緩和されたことにより、所要の申請手続を変更することとしました。

主な変更点としては、第一種利用運送事業の登録申請事項・添付書類を、登録制であった運送取次事業と同様の形式に変更しました。(外国人等の行う第一種利用運送事業についても同様。)また、運賃・料金規制の緩和及び申請に対する審査要件の緩和により、資金の調達方法・事業収支見積書・取扱貨物量を添付書類から削除することとしました。また、第二種利用運送事業の許可申請事項・添付書類についても、資金の調達方法・事業収支見積書・取扱貨物量を削除することとしました。

(2) 第二種利用運送事業の幹線輸送モードへの海運の追加

現行法では、第二種利用運送事業の幹線輸送モードは鉄道・航空に限られていますが、今般の法改正により新たに海運が加わったため、改正法附則第4条及び第6条に規定する海運二種のみなし規定の施行に必要な所要の規定の整備(海運二種のみなし事業者が追加して提出すべき書類等の規定)を行うこととしました。

(3) 運賃・料金規制の緩和関連

現行法では、利用運送事業の運賃・料金は事前届出制とされていますが、今般の法改正により事前届 出制が廃止されたため、事前届出制の関係規定を削除した上で、報告徴収権に基づく事後的な報告規定 (運賃・料金の変更があった日から30日以内)を設置することとしました。

(4) 附帯業務に係る輸送の安全確保

今般の法改正により、附帯業務に係る輸送の安全確保に関する規定が置かれたため、所要の規定を置くこととしました。

具体的には、附帯業務に係る輸送の安全確保のための所要の注意義務の履行(特に荷造りの際の荷崩れ防止)、附帯業務の関係者への所要の注意義務の周知・指導、危険物その他取扱いに注意を要する貨物の荷造り等を行う際における当該貨物の性質に応じた適切な取扱いの実施等の規定を置くこととしました。

(5) その他

各事業名の変更の反映、海運二種の追加を踏まえた省令の整備等を行うこととしました。

3. 施行期日

平成15年4月1日

上河内町長 手 塚 順 一

上河内都市計画用途地域の指定について(お知らせ)

平素は、本町の都市計画・建築行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげ

町では、平成6年の町制施行、平成10年の都市計画区域指定以来、多くの道路・公園などの整 備を進めてきました。このたび、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るため、町 中心部215haにおいて下記のとおり用途地域を指定しますのでお知らせいたします。

なお、この内容については、町ホームページでも閲覧することができます。

記

平成15年4月1日(火)

決定年月日 用途地域の種類 $\frac{1}{2}$ 別紙計画書のとおり

決定区域 別紙総括図・計画図のとおり

「上河内町松風台の全部及び大字今里、大字関白、大字免ノ内、」 大字松田新田、大字中里、大字金田の各一部

建設課都市計画係 4 問合せ先

※ 決定区域の総括図・計画図につきましては、事務局にございます。

上河内町建設課都市計画係 Tel 028-674-3131

Fax 028-674-3139

http://www.town.kamikawachi.jp/

上河内都市計画用途地域の決定(上河内町決定)

都市計画用途地域を次のように決定する。

種類	面 積	建築物の延 べ面積の敷 地面積に対 する割合	建築物の建 築面積の敷 地面積に対 する割合	外壁の 後退距 離の限 度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	備考
第一種低層 住居専用地域	約 45. 4ha	8/10以下	5/10以下	l	1	10m	21. 1%
第一種中高層	約 58.3ha	10/10以下	5/10以下	ı	1	1	27. 1%
住居専用地域	約 21.7ha	15/10以下	5/10以下	_	_	_	10. 1%
小 計	約 80. 0ha						37. 2%
第一種住居地域	約 42. 0ha	20/10以下	6/10以下				19. 5%
第二種住居地域	約 17. 2ha	20/10以下	6/10以下	l	1	1	8. 0%
工業地域	約 30. 4ha	20/10以下	6/10以下				14. 2%
合 計	約 215. Oha						100. 0%

「種類、位置及び区域は計画図表示の通り」

栃木県行政書士会 会長 小林一二様

宇都宮商工会議所

宇都宮商工会議所会員への勧奨方お願い

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、宇都宮商工会議所は、法に基づく唯一の地域総合経済団体として、明治26年の創立以来、 その時代の要請に応え、商工業の振興と地域社会の発展をめざして活発な事業を展開してまいりま したが、内外の経済社会が大きく変革する昨今、商工会議所の役割はますます重要性を増してきて いると認識しております。

当所では、街の活性化や地域経済振興等のほか、皆様の企業経営に直接お役に立てていただくた め、適時適切な情報提供に努め、会員交流事業を始めとして、各種セミナーの開催、また、中小企 業や小規模企業の方々のための税務・金融・経営相談等のサポートや、会員事業所の福利厚生面で の各種共済事業など様々なサービス事業を行っております。さらに、会員の方々のご意見をもとに、 街づくりや地域経済活性化など諸般の建議・要望活動を行い、国や栃木県・宇都宮市の施策に反映 させているところです。例えば、中心市街地の活性化対策をはじめ法人税や固定資産税の軽減措置、 外形標準課税制度導入の反対運動、さらには不況対策として県や市の融資制度の強化等々の要望を 行っております。

私どもは、市内で事業を営む方々に、一人でも多く会員になっていただき、商工会議所の力をさ らに大きくし、地域経済のより一層の発展をめざしていく所存でございます。

つきましては趣旨をご理解いただき、貴組合傘下企業で非会員全業に対し、商工会議所会員への 入会勧奨につき、格別のご協力を下さいますようお願い申し上げます。

敬具

○お問合せ先○「担当事務局」総務部 会員サービス課 TEL 637-3131 FAX 634-8694

[会員になると特典がいっぱい! うれしいメンバーズサービス]

サポート●)経営の相談にのってくれるの?

経営相談+経営情報+制度融資+企業共済+ビジネス交流 当所の専門スタッフが、金融、税務、経理、法律、取引、労務など経営 全般のご相談に応じます。また、企業経営に欠かせない大切な情報を 提供するほか、最新の情報を随時設けるセミナー・説明会でわかりや すく解説します。国・県・市等の各種融資制度も充実しています。設 備資金、運転資金はもとより創業支援や経営安定化に資する融資の 貸付、斡旋を行います。さらに、万一のアクシデントをしっかりカバーす る倒産防止共済、PL保険などの共済制度をご用意。企業共済も万 全です。また、当所はビジネス交流も盛んです。事業別部会、異業種 交流グループ、曹年郎、女性部などたくさんの機会が用意されています。

(サポート④) 求人をするのに よい方法は?

就隨情報+從樂圖表彰

当所ではインターネットのホ に求人情報を掲載するとともに「企業 と仕事を結ぶ」求人企業合同面接会 を実施しています。また、長年勤務して いる従業員や、事業所の発展に功労、 功績のあった従業員に対し、宇都宮商 工会議所会頭名で表彰を行っています。



サポート❷)取引先、売上を増やすには どうしたらいい?

販売支援+取引照会+取引関係証明+バーコード登録 売上増加、接客技術の向上を図るために専門家を派遣。さらに、会報 「天地人」の紙面を使った製品や企業紹介、広告掲載ができます。ま た、新規取引先の開拓は業者照会でお受けするとともに、原産地、イ ンボイス、サイン、貿易取引に必要な各種が明書を発行します。POS システムに対応する商品メーカーコード(JANコード)登録申請の受付 も行っています。

(サポートの) 共済制度が 充実しているって本当?

共済制度+健康診断サービス 団体契約の割引料金で大きな保障の 各種共済をご用意してあります(右面 参照)。また、合わせて格安の各種健 廊絵斯コースもぜひ、ご利用ください。



サポートのどうしたら社員の能力を 高められるのかな?

社員研修+検定試験

0

0

新入社員から管理者にいたるまで、実 務別に多彩なプログラムをそろえ、充 実した内容の社員研修を提供します。 また、社員の能力開発に各種のビジネ ス検定試験を実施します。簿記購習コ -スも用意してあります。



(サポート③)情報を収集するのに 便利なシステムはないのかな?

インターネット接続サービス+情報 資料提供

電子メールのやりとりやホームページで 情報を収集できるサービスをご提供す るほか、OST認証マークを発給します。 また、景気動向、労働条件、通行量、来 街者などの各種調査資料を見ることが できます。



書士会日誌 — 2月(主なもの) —

6	日	木	総務部会	会長 宮嶋副会長 岡井副部長 金敷理事 市川理事 高野理事					
			栃木県農務部農地計画課農地調整班との打合せ	横山副会長 岸部長					
7	日	金	栃木県行政書士全議員連盟会長との打合せ	会長 菅沼議員連盟会長					
14	日	金	栃木県軽 自動車協会 との連絡会	会長 運営協議会役員					
15	日	H	業務開発部研修会	会長 須永副会長 高島部長 前沢副部長 唐木田理事 河田専門委員					
18	日	火	業務研修会打合せ (パソコン)	風間専門委員 工藤専門委員					
			選挙管理委員会打合せ	岡井副部長 金敷理事					
			IT 戦略特別委員会	会長 金敷委員長 小林 (幸) 副委員長 市川理事 齋藤理事					
				風間専門委員 工藤専門委員 関専門委員 田代専門委員					
			制度推進部会	会長 須永副会長 小室部長 大石副部長 齋藤理事 金子理事					
			綱紀委員会	恒松委員長 長岡副委員長 中山委員					
20	日	*	日行連特別研修会	行連特別研修会 小林 倖)副委員長					
			関東運輸局栃木運輸支局との打合せ	横山副会長 岸部長 市川理事 池葉専門委員					
21	日	金	宇都宮市環境部廃棄物対策課との打合せ	都宮市環境部廃棄物が策課との打合せ市川理事					
			業務研修会 (パソコン)	風間専門委員 工藤専門委員					
24	日	月	業務開発部無料相談	須永副会長 高島部長					
			三士会打合せ	小室部長 齋藤理事					
25	日	火	保管場所届出対策会議	会長 運営協議会役員					
26	日	水	広報部会·編集会議	会長 浅野副会長 鈴木部長 坂内副部長 秋田理事 嶋崎専門委員 新井専門委員					
27	日	木	開発部会	須永副会長 高島部長 前沢理事 手塚理事 松本 (明)理事 松本 伸專門委員					
				小林 (幸) 専門委員 毛塚専門委員 関専門委員					
28	日	金	業務研修会 (土地利用)	岸部長 池葉専門委員 渡辺 真)専門委員					

平成14年4月における経営事項審査実施の日程について

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	審査予定日	土木事務所名	審査予定日
宇都宮	2 4 日 (木)	栃木	2 1日 (月)
鹿 沼	23日(水)	大 田 原	22日 (火)
鳥 山	23日 (水)	日 光	2 5 日 (金)
矢 板	25日 (金)	真 岡	22日(火)
足利	24日 (木)	佐 野	30日(水)





支局かわら版

シルクロードの行き着く先は…。「おどりえ・おい」 訪ねて〈事務所訪問〉

ー宇都宮支部ー

栃木陸運支局前に位置する山本昭子会員(宇都宮支部)の事務所「アイ行政書士事務所」では、普通の行政書士事務所とはちょっと異なった光景が見られる。

自動車登録申請のために訪れる作業着姿の男性に混じって、風呂敷包みを抱えた年輩の女性が事務所の奥に入ってゆく。闇の質屋でもやっているのかと思いきや、「アイ事務所」奥の部屋には、意外な世界が開かれているのだ。

「あとりえ・あい」と名付けられたその空間には、着物から再生された洋服たちがハンガーにつるされ、そのそばには様々な色の着物の端切れが山と積まれている。

…亡母の着物を見て母を懐かしんでいるうちに、これらの美しい絹を人にも見せたい、と思うようになったんです…

…絹の風合いは魔物、シルクロードの絹への 執念がわかります

亡き母の思い出を具体的に蘇らせたい、と考えた山本会員は、一昨年、死蔵されていた着物を再生、自身で制作した洋服、バッグ、帽子等の展示会を開いた。反響は大きかった。

想い出の詰まった古い着物を何とか整理したいのだが...、タンスの中を片づけたいのだが...

捨てるには大きすぎる想い出が個々の着物に はある。かといってタンスの肥やしにしたまま ではあまりにもったいない。亡き人への思い、 過去の自分の想い出、それらを生かす方法はな いものか。

そんな人たちの思いがたくさん、「あとりえ ・あい」に届けられた。



「あとりえ・あい」 宇都宮市大塚町13 - 10 アイ行政書士事務所内 電話 028 - 658 - 5531



預かった着物をほどき、デザインを考え、新 しい服に蘇らせる作業は楽しい。

…着物をほどいていると、これを着ていた人がどんな人だったか見えてきて、それぞれの人生のドラマを感じることができる...

はじめはあれこれ試していたデザインが、経験を積む毎にだんだん着物本来のものにかえってきた、とも語る。

…着物ってアジア全体にかかわっていたんだってつくづく思う。チマチョゴリも、モンゴルの服も、アフガニスタンの民族衣装も、同じところから生まれたんだなって。一枚の着物が世界史を思わせるって、すごいじやない?…

これからは、再生だけではなく、いろんな種類の布をもっと集めて、オリジナル作品を作って販売したい。およばれに着てゆけるような服をね...

「あとりえ・あい」の夢は広がる。 (宇都宮支局長 深見 史)



睛

社式で言っていたことを思い出した。「これから の時代にスペシャリストは必要無い!!」確かに 企業内での人材に求められる資質は、臨機応変に 対応できる能力だとは思うが、果たしてそう言い きれるものなのだろうか...。どんな仕事において も『スペシャリスト』たる所以が根底にあるから こそ、自信を持って仕事が出来るのではないだろ うか。各分野の『スペシャリスト』が集結して、 そこから新しいものを作り上げていくのではない だろうか。ん~、難しい...。

最近の若者の多くは将来なりたい職業がわから ないという。興味のある仕事も特に無いというの が大半の意見として存在している。私が学生の頃 は、周り皆がやりたいことをみつけていたような 気がする。途中、路線変更した人間が多いが、そ れでも当時はそれなりの夢を持っていたものだ。 ん~、古いのだろうか...。早いうちから目標を立 てることは立派だとか、何も考えていないから駄 目だとか言うつもりはない。勉強は大嫌いでいつ も担任を困らせていたが、一念発起し行政書士の 資格を取った人もいる。"オタク"と呼ばれ、お 菓子についているおまけのおもちゃを何千種類も

数年前、某企業の企画開発部長が、新年度の入の集めるのが趣味だったある人は現在それを作る仕 事をしている。試験勉強などした事なかったが、 学園祭などのイベント事は大好きで、目をランラ ンと輝かせクラスを仕切っていたある人はブライ ダルコーディネートの会社を立ち上げ大成功して いる。成績は悪かったがスポーツをやらせたら天 下一品だったある人はプロ野球のピッチャーだ。

> 『好きこそものの上手なれ』イコール『スペシャ リスト』と私は考える。その『スペシャリスト』 達が存在するからこそ企業の利益にも結びつくよ うに思うのだが…。余談だが、前述した某企業は 新事業にどんどん乗り出し、人材に全てのことを 覚えさせようとひとつのことを修得する前にあっ ちこっちと転勤させ、結局中途半端にしか技術・ 知識を得られなかった社員達はどんどん退職して しまい、最終的には企業自体が倒産という形に追 い込まれてしまった。やはり『スペシャリスト』 という存在は必要なのだと改めて確信した。

> > (上都賀支局長 杉山 茂)



お知らせ

電子化申請現況報告説明会開催について

平成15年3月29目(土)午後1時30分 から、栃木県行政書士会館会議室において、 車庫証明センター運営協議会と自動車登録 書士会共催による、電子申請(ワンストッ プサービス) の現況報告・説明会を開催し ます。電子申請も平成17年度運用に向かっ て進み、平成15年度において一部地域(東 京・神奈川)で実用化に係る試験運用が始ま ります。その対応や進捗状況等、最新の情報 報告および説明、並びに討論会を開催致しま す。 この機会に電子申請について知りたい 間きたいとお思いの行政書士の皆様の出席を 歓迎致します。

尚、資料が多い為事前に行政書士会事務局 まで申し込みをお願い致します。

TEL 028-635-1411 FAX 635-1410

一車庫証明申請センター運営協議会-

情 局

【宇都宮】

4月の「行政書類手続き相談」

日 時:平成15年4月7日(月曜日)

午前10時~午後3時

場所:宇都宮市役所2階(市民相談室)

担当者:金敷 裕・古家光治



実演デモ&研修会 ~佐野自動車登録代行センター

3月1日(土)午後3時から、行政書士会館 で「実演デモ&研修会」が開催された。

ワンストップサービス化に向けた動きの一環 であり、ネット社会を感じさせる研修会でもあ った。講師は、自ら行政書士でもある井口芳郎 さんで、さすがに実務経験に裏づけられた見事 なシステムと感じた。しかも、単なるキー操作 ではなく、オンライン申請のメリット・デメリ ット、想定される問題点等、住基ネットワーク までも見据えた骨太の研修会だったと思う。 この手の講習会は、しばしばパソコン操作に のみ重点をおきがちであるが、登録業務を基盤 としての確かなシステム開発であるだけに、ひ とり登録業務に限らず、今後のネット社会に向 けた提案を示していたという点で素晴しかった。 やはり何ごと、業務に精通してこそはじめて見 えてくるものがある、ということなのだろう。 2時間たっぷりの講習のあと、須永センター



長から「ワンストップサービス検討チーム」の メンバー発表があり、オンライン申請に向けた センターの取組みも具体的にスタートした。検 討チームは、小林幸雄チーフの他、以下のメン バーである。

斉藤 裕・市川浩一・古家光治・稲葉昌俊

IT社会のイメージを感じとった後、割烹の じりで、新年会が開催された。総会同様、宇都 宮はあいにくの天候だったが、春の訪れもどこ かに感じる雨だった。

(新井紀代)

古き良き……

一元受付もIT研修や仲間のおかげで送信を 完了。迫り来る時代!に一安心したのも束の間 相手の事情もあって、全く同じ申請を期限間 際!列車乗継、巨大建物の迷路で窓口探し、更 に順番待で汗だくながらも無事完了、せっかく だからと高層ビルからの眺めを満喫、ローカル 列車での往復をむしろ"小さな旅"なんて味わ ってしまいました。時代に対応して必要は習得

しておくのが順当だが、やはりゆっくりが好き だし、仕事もレトロにこだわれたらいいのに。 (今日和)



会員のみなさん、注意して下さ

とある日のこと。自宅の2階でうとうとして いたら、外でなにやら女性の声が聞こえてきた。 ふと見ると、自家用車を運転している中年の女 性が、なにやら中年の男性に何度も何度も謝っ ている光景をみた。女性は大きな声で謝ってい て、ちょっと人ごとではないなあと思い、その 現場に。(ちなみに場所は宇都宮市の中心部で す)行ってみると、すでに男性の姿はなし。こ の女性と女性の車があるだけでした。泣き出し そうな女性に、どうしたのか尋ねてみると、女 性の車のサイドミラーと、男性の手のひらが軽 くぶつかったとのこと。男性が、どうしてくれ ると女性に詰め寄ったらしい。お金を出せ、と のこと。女性も気が動転していて、お金を支払 ったとのこと。金額は1000円。しかし、そ

れはちょっとおかしいのでは、警察を呼んで、 処理するものではないか、と話たところ、女性 も徐々に冷静になり、自分でもおかしいと思い 始めた。

そう、この男性、当り屋!女性もよくよく思 い出してみると、サイドミラーにぶつかった記 憶がないと言い出したが、後の祭り。男性の姿 はどこにもなし。この女性、狙われたわけだ。

たかだか1000円、せこい当り屋だなあと 感じましたが、逆にこの金額ならすぐ出すだろ うと思ったのか?当り屋という言葉はよく聞く けど、実際、初めて遭遇しました。今の世の中 不景気で、暗い話題しかない。しかしそれにも かかわらず、悪いやつはどこから狙っているか わかりません。会員のみなさんはもちろん、ご 家族のみなさんも被害にあわれないようにご注 (ペンネーム バブ) 意ください。

まだ渓流釣りを始めたころのことだが、東北 のとある民宿に泊まり、翌朝まだ暗いうちに目 的の沢に相棒のM氏と車止めから山道を歩いて いた。まだ先行者はいないらしい。しかし速足 で歩いたのと、昨夜四人の釣仲間が久しぶりに 集まり、話が盛り上がって夜遅くまで酒を飲ん でいたせいか、下腹が急に痛くなってきた。朝 一番に民宿で用を足さなかったのを悔やんでみ ても後の祭りとあきらめ、ウンを天にまかせる ようにM氏に先行してもらい、近くの茂みの中 でうんちくをたかめていた。

別部隊のY氏とT氏のコンビは他の沢に入渓 しているが、釣果はどうかと考えているうちに、 以前T氏と釣に同行した時のことを思い出した。 T氏は我々釣仲間の間で「置き のT」と呼 ばれ、1日に大を7~8回はする自然に栄養源 を補給する優しい男だ。朝起きてすぐ、沢に入 渓前後、その1時間後というように、「一寸先 に行ってて」の彼の合言葉で我々はすぐに解る が、するとさっと薮の中に消えていく。丁度犬 が散歩するとき、一寸づつ臭いをつけているの と同じ様に、源流釣から戻る時に、自分の臭い をたよりに帰り道を忘れないようにしているの だろうといったことから「置き のT」とい うあだ名がついたのだった。

気のあった友達が8人ぐらい集まり、一泊の 忘年会をしたときなどは、いつもその話題でも ちきりである。宴会が終わり別室でマージャン 卓を囲んでいた。しばらくして、隣の部屋で先 に寝ていたT氏が突然笑い出した。その笑い方 も気の狂ったように不自然でおかしい。一人が 彼の様子を見に行き「Tさんだいじょうぶかい」 と声をかけた。少したって正気に戻ったT氏は ことの顛末を説明した。つまり、宴会であまり 」の話で盛り上がり、彼が布団 にも「置き に入ってからもそのことが頭から離れず、いつ のまにか寝入ってしまい「置き 」をしてい る夢を見ていた。夢から覚め寝ていることが解 り、慌てて手をあてたところ不始末をしていな っかったので、思わず安心したのと、照れくさ かった事から笑ってしまったのだということだ った。



ブヨがたくさん飛んでいる。それも栃木にいる よりも三倍ぐらいあるデカイやつだ。そんなで かいブヨなど初めての私は、目の前の邪魔な奴 をなんということなしに手で払っていたのだ。 すぐに尻を手で叩きその手を見ると血で真っ赤 である。

急いで身支度しようとポケットを探ったらど こにも紙がない。「カミに見放されたら自分の 手でウンをつかめ」という格言?を思い出した が、山男急遽の1手、忍法木の葉返しでことな きをえた。

身支度を整えながら、ふと我が愚息を見ると、 先っちょはやはり吸われた後で血の斑点がいっ ぱいある。後ろばかりを気にしていたら前の方 をタップリとくわれていたのだ。見づくろいを して入渓し、M氏に追いつきやっと竿を出し交 代で釣り始めたが、じっと目印を見ていると、 さっきくわれたところがやたらとかゆいし、特 に愚息がかゆい。あまりかゆいので思わずズボ ンの上からゴシゴシとかく。あまりかきすぎる と息子が怒りだし歩きにくい。「触らぬ神にた たりなし」などといいながらも、とにかくカユ イわけでそんな事を一日中繰り返していた。そ のうち夕方になり、宿に戻って風呂に入り、尻 に手を当ててみると吹き出物がたくさん出来た ようになっている。まさかと我が愚息を見ると なんとイボガエルのようになっていた。

しばらくそれは治らなかった。たぶんブヨに 対する免疫がついていないためすごく腫れたと 思われる。釣の時は長袖シャツに手袋をし、首 にタオルを巻き素肌を出さないようにしている が、それでも、そのわずかの隙間の手首もくわ れた後がひどかった。

栃木に戻ってからも、そのボツボツとかゆさ は1カ月ぐらいなかなか治らなかった。

その間、奥の院の御機嫌は・・・・色即是 すると尻がとてもかゆい。そういえば廻りを 空、空即是色、「チーン」 (木子 岩魚)



栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成15年2月28日現在)

		支 部・氏 名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事	務	所	電	話	備	考
6	-3	佐 野	1 7 8 8	H15. 2.	327 — 0831	从 取去涉须	IIT201 E		0283-22	2-1189		
	Jak	白澤幸治	03120268	21		0831	佐野市浅沼	m1381—5		FAX 22	-7059	

【退 会】〔計報 佐野支部 檜山武会員のご冥福をお祈り致します〕

支 部	氏 名	退会年月日	備考	支 部	氏 名	退会年月日	備考
佐 野	檜 山 武	H15. 2. 10	死 亡	宇都宮	小 林 清	H15. 2. 27	廃 業

【変更】(事)は事務所、(住)は住所の変更

支 部	氏 名	会員番号	変更	新 事 務 所 ・ 住 所 ・ Eメール	電 話
宇都宮	住吉和夫	612	(事)	河内郡河内町大字白沢490-1	028 - 673 - 1011
宇都宮	片岡キミエ	1474	(事)	河内郡河内町大字白沢490-1	028 - 673 - 9740
宇都宮	坂本圭司	1472	(事)		028-610-6800
宇都宮	鈴木清市	1624	(事)	宇都宮市西の宮2-5-8	028-649-0161

お 知 せ

栃木県行政書士会のホームページが 4月1日からリニューアルオーブンします

URL:http://www.gt9.or.jp/gyosei/index.html

行政書士会事務局メールアドレスが変わりました。

事務局 増田事務長 gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp 事務局 石井主任 gyosei-ishii@mail.gt9.or.jp 事務局 岡田 gyosei-okada@mail.gt9.or.jp 事務局 木村 gyosei-kimura@mail.gt9.or.jp

総務部からのお願い

会議及び研修会等開催の際、当会の駐車場不足によ り、「栃木県柔道整復師会様・栃木県宅地建物取引業 協会様」の駐車場を、ご好意により使用させていただ いております。会員の皆様におかれましては、両会の 会員の方々のご迷惑にならないよう、駐車場使用の際 には、車両を詰め、奥から順番に駐車(縦列駐車)する など十分気をつけて下きいますようお願い致します。 なお、柔道整復師会様の駐車場使用につきまして は、入って右側に駐車してくださいますようお願 い致します。

編 集

後

記

今話題の映画「戦場のピアニスト」を 見た。ひとりで世界は変えられないが、 ひとりの思いこそいのちだと思った。ど んな状況下にあっても、また何もできな い中にあっても「ひとりの思い」を捨て てはならない。ピアニストシュピルマン と共に、ドイツ軍将校ホーゼンフェルト も忘れない。

平成15年

栃木県行政書士会定期総会 日本行政書士政治連盟栃木会定期大会

(日時) 平成15年5月23日(金) (場所) 宇都宮市「プラザイン・くろかみ」 宇都宮市桜4-1-19

会員皆様のご出席をお待ちしております。

制度推進部からのお知らせ

アドちゃんマーク入りポケットティッシュを 1組(100個) 800円(@8円) でお分け しています。希望の方は事務局までご連絡く ださい。 TEL 028-635-1411

◇会費納入について

3月は年度末です。会費未納の方は3月末迄に 納入下さいますよう宜しくお願い致します。

郵便振替口座番号 00380-2-13219 栃木県行政書土会 口座名義

3月号 No. 315 行政とちぎ

発行人 代表者 栃木県行政書士会

宇都宮市西一の沢町1番22号 電 話028-635-141 ₹320 -0046FAX028-635-1410

gyosei-totigi@muh. biglobe. ne. jp http://www5a. biglobe. ne. jp/ gyosei09/ 広報部 250円 メールアト・レスホームページ 編定印刷所

有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の講読料は会費の中に含まれます。)